

議会の委任に基づく専決処分について

1 和解の相手方
国

2 事案の概要

本件は、平成25年3月22日付け国有財産売買契約により中野四季の森公園拡張用地として区が国から取得した下記物件について、隠れた^{かし}瑕疵（地下埋設物）があったことから、当該地下埋設物の処理に係る撤去処分費用の損害賠償について和解をしたものである。

3 物件の表示

(1) 所在地

東京都中野区中野四丁目2番156

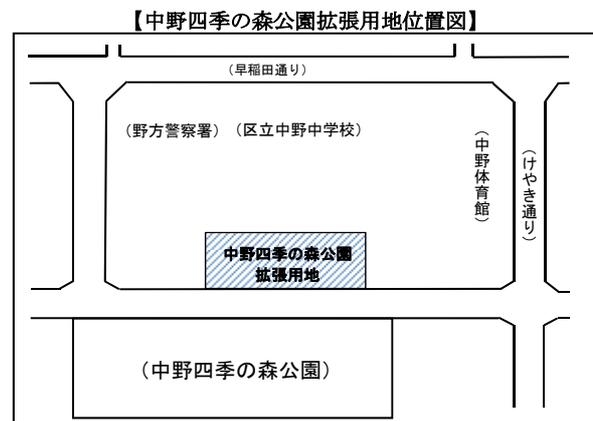
(2) 区分及び数量

ア 土地 5,780.31㎡

イ 立木竹 34本

ウ 工作物 一式

(3) 位置図（右図参照）



4 和解の要旨

国は、上記物件に係る賠償金として、793,800円を国の予算措置後速やかに、区に支払う。

5 和解成立の日

平成29年(2017年)10月31日

6 損害賠償額

本件による区の損害額は、地下埋設物の処理に係る撤去処分費用793,800円であり、国の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、国から区に直接支払われた。